

定 款

制 定 日 1 9 7 5 年 1 1 月 2 5 日 承 認 名屋(佑) 75.11.25

制定・改定・廃止履歴

版 数	実 施 日	改 正 内 容	承 認
1 1	2004 年 05 月 20 日	第 5 条の変更	04. 3. 11
1 2	2004 年 06 月 29 日	第 6 条(自己株式の取得)を新設。 以下条文の繰り下げ。	04. 6. 29
1 3	2006 年 06 月 29 日	新会社法施行に合わせた変更	06. 6. 29
1 4	2007 年 06 月 28 日	発行可能株式総数の拡大。 会社法に基づく所要の変更	07. 6. 28
1 5	2009 年 01 月 05 日	決済合理化法施行によるみなし変更	—
1 6	2009 年 06 月 26 日	株券電子化に伴う変更	09. 6. 26
1 7	2012 年 06 月 27 日	取締役の任期、剰余金の配当機関等 の変更	12. 6. 27
1 8	2014 年 06 月 26 日	事業目的（太陽光発電）を追加、第 15 条（株主総会参考書類等のインターネ ット開示とみなし提供）を新設	14. 6. 26
1 9	2015 年 06 月 25 日	会社法改正に伴う責任限定契約の範囲 の拡大（第 25 条、第 34 条の変更）	15. 6. 25
2 0	2016 年 03 月 30 日	優先株式発行に伴う変更	16. 3. 30
2 1	2018 年 06 月 26 日	優先株式消却に伴う変更	18. 6. 26
2 2	2021 年 06 月 24 日	第 2 条 事業目的の追加、 第 1 6 条 取締役員数上限変更	21.06.25
2 3	2022 年 06 月 24 日	種類株式の規定追加に伴う変更 株主総会資料の電子提供制度導入に 伴う変更	22.06.24

第一章 総則

(商号)

第1条 当社は株式会社メイコーと称し、英文ではMeiko Electronics Co., Ltd.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 電子回路基板の設計、製造並びに販売
- (2) 電子応用装置及び部品の設計、製造並びに販売
- (3) 表面処理薬剤の製造並びに販売
- (4) 各種機械器具及びその部品類の製造並びに販売
- (5) 電子機器及び周辺機器の組立、加工、製造並びに販売
- (6) ソフトウェアの開発、作成並びに販売
- (7) 健康食品、健康補助食品、特定保健用食品及び栄養機能食品の製造並びに販売
- (8) 農産物の生産、加工並びに販売
- (9) 自然エネルギー等による発電事業及びその管理・運営並びに電力の販売等に関する事業
- (10) 医療機器及び美容機器の組立、加工、製造並びに販売
- (11) 不動産の賃貸業
- (12) 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を神奈川県綾瀬市に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、株主総会、取締役のほか次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告とする。

2. 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第二章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、7,000万株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。

普通株式	7,000万株
第一回社債型種類株式	100株

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、普通株式につき100株とし、第一回社債型種類株式につき1株とする。

(株式取扱規則)

第8条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

第二章の二 第一回社債型種類株式

(優先配当金)

第9条の2 当社は、剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当にかかる基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第一回社債型種類株式を有する株主（以下「第一回社債型種類株主」という。）または第一回社債型種類株式の登録株式質権者（以下、第一回社債型種類株主と併せて「第一回社債型種類株主等」という。）に対して、当該基準日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主と併せて「普通株主等」という。）に先立ち、第一回社債型種類株式1株につき、以下の（1）または（2）に定める額の配当金（以下「優先配当金」という。）を金銭にて支払う。ただし、当該基準日の属する事業年度中の日であって当該基準日より前の日を基準日として第一回社債型種類株主等に対し剰余金を配当したときは、その額を控除した金額とする。

（1）第一回社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める額（第一回社債型種類株式1株当たりの払込金額の8%に相当する額を上限とする。）

（2）第一回社債型種類株式1株当たりの払込金額相当額に第一回社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める計算方法により、当該取締役会決議において定める配当年率（8%を上限とする。）を乗じて算出した額

2. ある事業年度に属する日を基準日として第一回社債型種類株主等に対して支払われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係る優先配当金につき本項に従い累積した累積未払優先配当金（以下に定義する。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度末日を基準日として算出した優先配当金の額に達しないときは、その不足額（以下「未払優先配当金」という。）は、翌事業年度以降、第一回社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により累積する（ただし、金利を定める場合には、当該取締役会の決議において定めた年率とし、8%を上限とする。）。累積した未払優先配当金（以下「累積未払優先配当金」という。）については、前項に定める剰余金の配当及び普通株主等に対する剰余金の配当に先立ち、第一回社債型種類株式1株につき累積未払優先配当金の額に達するまで、第一回社債型種類株主等に対して配当する。なお、複数の事業年度に係る累積未払優先配当金がある場合は、古い事業年度に係る当該累積未払優先配当金から先に配当する。

3. 当社は、第一回社債型種類株主等に対して、第1項に定める優先配当金及び前項に定める累積未払優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当については、この限りではない。

(残余財産の分配)

第9条の3 当社は、残余財産を分配するときは、第一回社債型種類株主等に対して、普通株主等に先立って、第一回社債型種類株式1株当たり、第一回社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により算出される額の金銭を支払う。

2. 第一回社債型種類株主等に対しては、前項のほか残余財産の分配を行わない。

(議決権)

第9条の4 第一回社債型種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。

2. 当社が、会社法第322条第1項各号に定める行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、第一回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

3. 第一回社債型種類株式については、会社法第199条第4項及び第238条第4項の規定による種類株主総会の決議を要しない。

(金銭を対価とする取得請求権)

第9条の5 第一回社債型種類株主は、第一回社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める期間中、当社に対して金銭を対価として自己の有する第一回社債型種類株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は、当該第一回社債型種類株主の有する当該第一回社債型種類株式の全部または一部を取得するのと引換えに、当該請求の日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該請求にかかる取得の効力が生じる日に、当該第一回社債型種類株主に対して、第一回社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により算出される額の金銭を交付する。かかる取得の請求の日において、会社法第461条第2項に定める分配可能額を超えて取得の請求が行われた場合、当社が取得すべき第一回社債型種類株式は、抽選、比例按分その他の方法により取締役会の決議で定めることとし、これにより取得されなかった第一回社債型種類株式については、かかる取得の請求がなされなかったものとみなす。

(金銭を対価とする取得条項)

第9条の6 当社は、第一回社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める日(同日を含む。)以降、いつでも、当社の取締役会が別に定める日の到来をもって、第一回社債型種類株主等の意思にかかわらず、当社が第一回社債型種類株式の全部または一部を取得するのと引換えに、当該日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、第一回社債型種類株主等に対して、第一回社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により算出される額の金銭を交付することができる。なお、第一回社債型種類株式の一部を取得するときは、当社が取得する第一回社債型種類株式は、抽選、比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

(株式の併合、分割、無償割当て等)

第9条の7 法令に別段の定めがある場合を除き、第一回社債型種類株式について株式の併合または分割は行わない。

2. 第一回社債型種類株主には、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式または新株予約権の無償割当てを行わない。

(譲渡制限)

第9条の8 譲渡による第一回社債型種類株式の取得については、取締役会の承認を要する。

第三章 株主総会

(基準日)

第10条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。
2. 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により予め公告して臨時に基準日を定めることができる。

(招集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第12条 当社の株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により代表取締役が招集し、その議長となる。
2. 代表取締役に事故あるときは、取締役会で予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議)

第13条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第14条 株主またはその法定代理人は、当社の他の議決権を行使することができる株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。
2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(種類株主総会)

第15条の2 第10条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会についてこれを準用する。
2. 第11条、第12条、第13条第1項、第14条及び第15条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。
3. 第13条第2項の規定は、会社法第324条第2項の定めによる種類株主総会の決議にこれを準用する。

第四章 取締役及び取締役会

(員数)

第16条 当社の取締役は、15名以内とする。

(選任方法)

第17条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第19条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会の決議により、取締役社長1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第20条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 代表取締役に欠員または事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。

但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議)

第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。

2. 前項に係らず、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合は、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会規則)

第23条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会の定める取締役会規則による。

(報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第25条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する取締役の責任を法令の限度において免除することができる。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。
- 但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500万円以上で予め定めた金額または、法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第五章 監査役、監査役会及び会計監査人

(員数)

- 第26条 当社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

- 第27条 監査役は、株主総会において選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

- 第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。
2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。

(常勤の監査役)

- 第29条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

- 第30条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。
- 但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議)

- 第31条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。

(監査役会規則)

- 第32条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

- 第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

- 第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、

同法第423条第1項の行為に関する監査役の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。
但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500万円以上で予め定めた金額または、法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(会計監査人)

第35条 当社に会計監査人を置く。

2. 会計監査人は株主総会で選任する。
3. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。
但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500万円以上で予め定めた金額または、法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第六章 計算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第37条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会によらず、取締役会の決議により定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
3. 前二項のほか、当社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第39条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。